

7 思いやりとふれあいのまち

政策・施策の体系

政策7-1

互いに尊重し思いやりのあるまちづくり

【政策の目標】

平和に関する市民意識の啓発をはかるとともに、すべての人が人間として尊重され、誰もが支障を感じることなく暮らすことができる、思いやりのあるまちをつくります。

施策7-1-1

人権尊重と平和な社会の形成

施策7-1-2

男女共同参画社会の推進

施策7-1-3

ユニバーサルデザインの推進

施策7-1-4

アイヌの人たちの誇りの尊重

政策7-2

ふれあいのあるまちづくり

【政策の目標】

自主的な地域活動を促進するとともに、国内外の人々との交流を通して、人と人とのふれあいのあるまちをつくります。

施策7-2-1

地域コミュニティの形成

施策7-2-2

国内・国際交流の推進

施策 7-1-1 人権尊重と平和な社会の形成

現状と課題

人権は、人間の尊厳に基づき、誰もが生まれながらに持っている権利です。近年、子どもや高齢者への虐待、配偶者等に対する暴力などが社会問題化しています。

国は、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律*」を制定し、人権教育・人権啓発などに取り組んでいます。

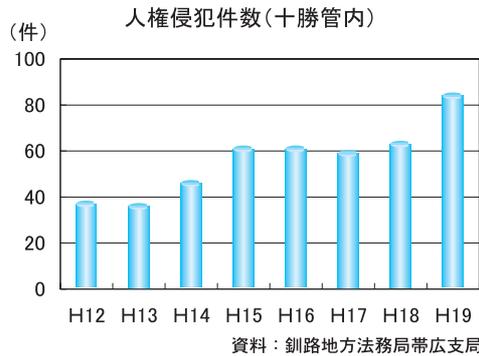
本市においても、これまで人権に関する啓発事業や相談体制の充実などに取り組んできています。

今後も、教育や啓発活動などを通して、一人ひとりの人権が尊重され、安心して生活を送ることが出来る地域社会づくりをすすめていく必要があります。

また、我が国に核兵器が投下されてから、半世紀以上が経過しており、その惨禍を知らない世代が増えています。

本市は、平成3年に「核兵器廃絶平和都市宣言*」を行い、平成20年には、国際的な核兵器廃絶に取り組む「平和市長会議」に加盟しています。

今後も、平和の重要性を伝えることはもとより、世界の恒久平和に向けて、意識啓発に一層取り組んでいく必要があります。



施策の目標

一人ひとりの人権が尊重される社会や平和な社会の実現をめざします。

主な施策の内容

(1) 人権擁護活動の促進

- 関係団体と連携をはかりながら、人権教育や意識啓発をすすめます。

- 関係機関や民間団体などと連携し、子どもや高齢者への虐待、配偶者等への暴力などの被害の早期発見や被害者への助言・保護等に取り組めます。

(2) 平和に関する意識の向上

- 世界の恒久平和に対する市民の願いを広く発信するとともに、核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の尊さを子どもたちに伝えるなど、市民の意識啓発に取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
平和啓発事業の参加者数	2,100人(H19)	2,600人
要保護児童の相談件数	190件(H19)	520件
配偶者等からの暴力に係る相談件数	63件(H19)	89件

(市民実感度調査項目)

「平和で差別や虐待がなく、市民一人ひとりが互いに人権を尊重している」と思う市民の割合

用語解説

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の擁護に資するため、人権教育・啓発の推進について、国、地方公共団体、国民の責務や必要な措置等について定めた法律。

核兵器廃絶平和都市宣言

非核三原則の堅持と核兵器の廃絶を求めて、平成3年に帯広市が行った宣言。

平和市長会議

核兵器廃絶の市民意識を国際的な規模で喚起し世界平和の実現に寄与することを目的に、広島、長崎の両市が中心となって設立した団体。平成26年10月1日現在、世界160カ国・地域の6,322都市が加盟。平成25年8月に「平和首長会議」に改称。

施策 7-1-2 男女共同参画社会の推進

現状と課題

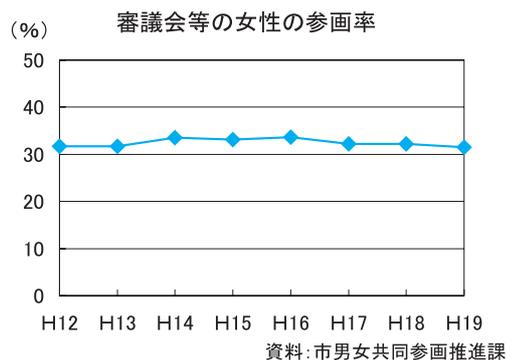
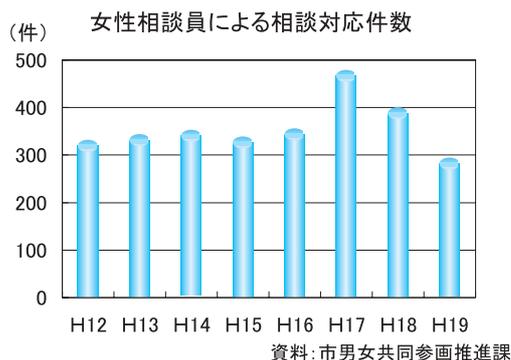
男女が社会の構成員として、様々な分野の活動に参画し、ともに責任を担い、個性と能力を発揮できる社会の実現が求められています。

性別による固定的な役割分担意識や社会慣行が今も残り、また、配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント*など、性別に起因する暴力も社会問題化しています。

国は、平成11年に「男女共同参画社会基本法*」を施行し、男女の人権の尊重など男女共同参画社会づくりに向けた取り組みをすすめています。

本市においても、男女共同参画プラン*を策定し、各種審議会等への女性の登用、男女共同参画を推進する人材の育成などの取り組みをすすめています。

今後も、男女共同参画社会の実現をめざし、行政と市民、関係団体、事業者が連携しながら、男女平等意識の啓発や男女が仕事、家庭など様々な分野で活躍できる環境づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして助け合い、個性と能力を発揮できる社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 男女平等意識の啓発

- 家庭、地域、職場、学校などにおいて、男女平等に関する意識啓発をはかります。

(2) 男女共同参画の推進

- 男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画プランに基づき総合的に施策を推進します。
- 男女共同参画の推進を担う人材育成を支

援します。

- 様々な分野の政策や方針などの決定過程への女性の参画を促進します。

(3) 男女がともに働きやすい環境づくり

- 男女ともに仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備を促進するため、事業者などへの啓発活動をすすめます。

(4) 女性の人権の尊重

- 女性に対する暴力根絶のための意識啓発に取り組めます。
- 関係機関と連携し、女性の相談機能を充実するとともに、被害者の保護や自立支援に取り組めます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
審議会等の女性の参画率	31.5%(H19)	40.0%
育児休業制度を規定している事業所の割合	25.2%(H19)	31.0%

(市民実感度調査項目)

「男女が互いに尊重し合い、個性や能力を発揮できる」と思う市民の割合

用語解説

男女共同参画社会

P17を参照。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成を総合的、計画的に推進するため、基本理念や施策の基本となる事項等について定めた法律。

男女共同参画プラン

男女共同参画社会の実現に向け、行政、市民、関係団体、企業等が一体となって取り組むための施策を示した計画。

施策 7-1-3 ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

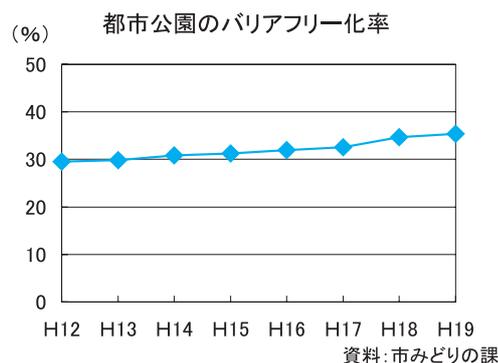
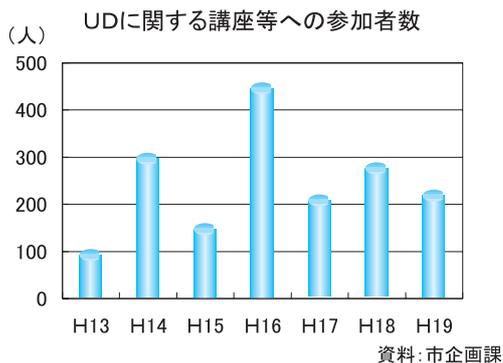
近年、誰もが支障を感じることなく安全で安心して暮らせるユニバーサルデザイン^{*}の考え方に基づく取り組みが広がってきています。

国は、平成20年に「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱^{*}」を定め、一人ひとりが自立し互いに支え合う、共生社会の実現に向けた取り組みをすすめています。

本市は、居住環境ユニバーサルデザイン指針^{*}等を策定し、道路や公園、公共施設の整備をすすめるなど、ユニバーサルデザインの普及・啓発に取り組んでいます。

また、ユニバーサルデザイン住宅の普及をはかるため、モデル住宅^{*}の設置をはじめ、アドバイザーによる相談や融資・助成などを行っています。

今後も、ユニバーサルデザインによる公共施設などの整備はもとより、ユニバーサルデザイン住宅の整備促進のため、市民がより利用しやすい支援制度の検討などをすすめるとともに、思いやりと支え合いによる、心のユニバーサルデザインの普及をすすめていく必要があります。



施策の目標

誰もが安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) ユニバーサルデザインの意識啓発

- 市民や事業者、関係機関などと連携し、ユニバーサルデザインの意識啓発や普及促進に取り組めます。
- ユニバーサルデザインの考え方に基づ

き、公共施設の整備などをすすめます。

(2) 住宅等のユニバーサルデザインの普及

- ユニバーサルデザイン住宅の普及をすすめるため、相談体制の整備や支援制度の

利用を促進します。

- 店舗・事務所等のユニバーサルデザインの普及を促進します。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
UDに関する講座等への参加者数	234人 (H17-19平均)	370人
UDアドバイザーの相談件数	57件 (H17-19平均)	57件
住宅1万戸当たりの貸付・補助利用戸数	179戸(H19)	307戸
都市公園のバリアフリー化率	35.4%(H19)	50.0%

UD：ユニバーサルデザイン

(市民実感度調査項目)

「誰もが利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりが行われている」と思う市民の割合

用語解説

ユニバーサルデザイン

P17を参照。

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

障害の有無や年齢など個々人の属性や置かれた状況に関わらず、人々が社会の活動に参加・参画することができる環境を整備していくため、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する基本方針や具体的施策等について定めた要綱。

居住環境ユニバーサルデザイン指針

ユニバーサルデザインによるまちづくりをすすめるため、道路施設や公園施設の整備の方向性について示した指針。

モデル住宅

平成24年度末で廃止。

施策 7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重

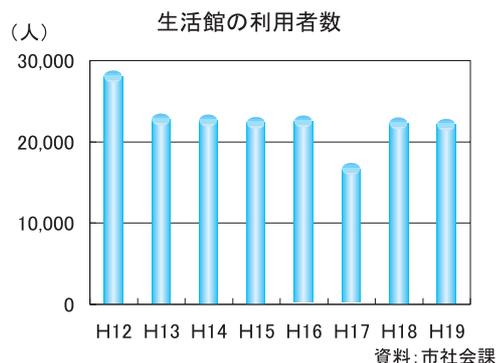
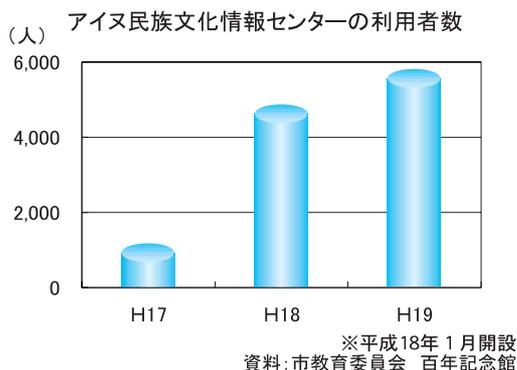
現状と課題

アイヌの人たちは、固有の言語や文化を有し、自然と共生した生活を営んできた先住民族です。国は、平成9年「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律^{*}」を制定し、アイヌ文化の振興などに向けた取り組みを行ってきています。

さらに、平成19年の「先住民族の権利に関する国際連合宣言^{*}」、翌年の国会における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議^{*}」を受け、国は、アイヌ政策の総合的な推進に向けた取り組みをすすめています。

本市においても、アイヌ施策推進計画^{*}に基づき、アイヌ文化の保存などへの支援やアイヌ民族文化情報センター^{*}の整備など、アイヌ民族の歴史や文化に関する理解促進をはじめ、アイヌの人たちの生活や教育環境の向上などに取り組んでいます。

今後も、こうした取り組みを通して、アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される地域社会づくりをすすめていく必要があります。



施策の目標

アイヌ民族の歴史や文化などに関する理解を促進し、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) アイヌ民族の歴史・文化に関する理解の促進

- アイヌ民族の歴史・文化に関する情報収集や知識の普及をすすめます。

- 十勝におけるアイヌ文化の拠点づくりを促進するとともに、アイヌ民族の歴史・文化の保存・伝承をすすめます。

(2) 生活・教育環境の向上

- アイヌの人たちの生活の向上のため、関係機関や団体と連携し、相談体制の充実や教育支援、就労の促進などに取り組みます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
アイヌ民族文化情報センターの利用者数	4,939人 (H17-19平均)	5,000人
生活館の利用者数	22,126人(H19)	24,500人

(市民実感度調査項目)

「アイヌ民族の歴史や文化などへの理解が深まり、アイヌの人たちの誇りが尊重されている」と思う市民の割合

用語解説

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様な文化の発展に寄与するため、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及・啓発をはかるための施策の推進について定めた法律。

先住民族の権利に関する国際連合宣言

平成19年に国連総会で採択された宣言。政治・経済・文化など広範な分野にわたる権利に加えて、自決権や民族として生存し自由で平和に安全に生活する集団的権利を含む。

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年に国会で採択された決議。政府に対し、アイヌの人々を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めている。

アイヌ施策推進計画

アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上、歴史や文化への理解促進、保存・伝承のための各施策等について示した計画。

アイヌ民族文化情報センター

帯広市のアイヌ文化の振興や普及・啓発を行うため帯広百年記念館に開設した施設。アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことができる。「リウカ」（アイヌ語で橋を意味する）と呼ぶ。

施策 7-2-1 地域コミュニティの形成

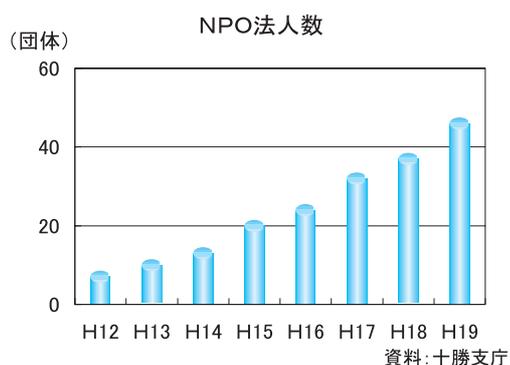
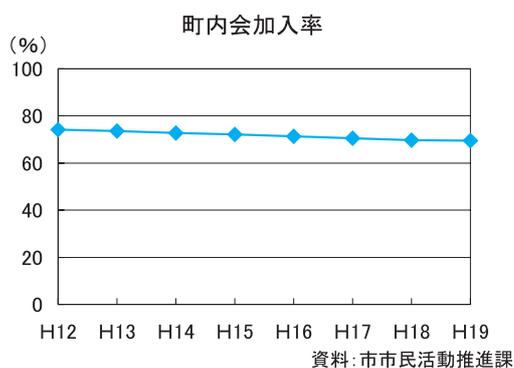
現状と課題

核家族化や価値観の多様化などに伴い、地域住民の交流や連帯感などが希薄化してきています。地域住民が交流や活動を通して力を合わせながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりをすすめていくことが大切になっています。

地域活動の中心的な役割を担っている町内会組織は、高齢化や加入率低下がすすみ、組織の再生や活動の活性化が課題になっています。

一方、福祉をはじめ文化、環境、まちづくりなど様々な分野において、ボランティア団体やNPOが設立され、地域コミュニティの新たな担い手としても活動しています。

今後、町内会やボランティア、NPOなどの地域コミュニティ活動を促進するとともに、地域で活動する様々な組織等が連携し、自ら地域の課題解決に取り組む必要があります。



施策の目標

町内会などの自主的な活動を支援し、ともに支え合う地域コミュニティの形成をはかります。

主な施策の内容

(1) コミュニティ意識の啓発

- 町内会の活動状況の周知を通して、地域コミュニティ活動への意識啓発をはかるほか、町内会への加入を促進します。

(2) コミュニティ活動の促進

- 地域のコミュニティ活動を促進するため、町内会をはじめ、地域活動を行っている市民グループやNPO、ボランティア団体などの活動を支援します。
- 町内会をはじめ、地域で活動する組織が

連携し、地域の課題解決に向けて主体的に考え取り組むための新たな仕組みづくりをすすめます。

- 地域住民組織によるコミュニティ施設の自主的な管理運営をすすめます。

(3) コミュニティ施設の整備

- コミュニティ活動の拠点であるコミュニティ施設の整備などをすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指 標 名	基準値(基準年)	目標値(H31)
町内会加入率	69.6%(H19)	70.7%
市民1人当たりのコミュニティ施設の利用回数	4.8回(H19)	5.0回

(市民実感度調査項目)

「町内会やNPO・ボランティアなどによる地域活動が活発に行われている」と思う市民の割合

用語解説

NPO

民間非営利組織。継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体。

施策 7-2-2 国内・国際交流の推進

現状と課題

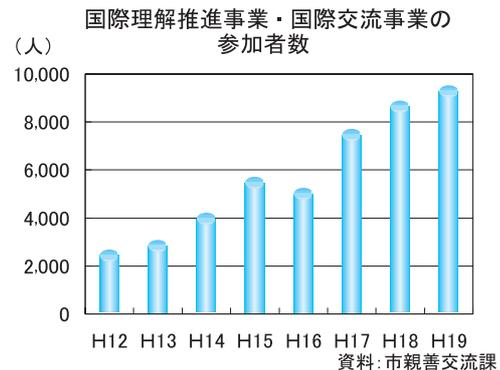
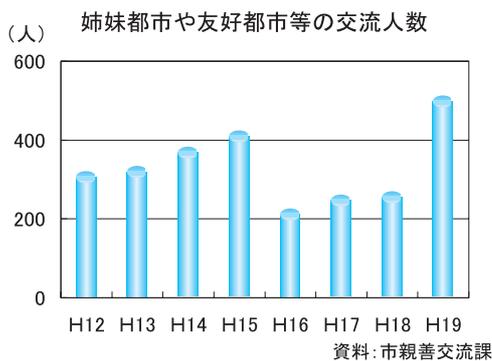
交通網の整備や情報通信技術の発達などにより、地域間交流がますます活発になってきています。また、国際化の進展に伴い、外国との交流を通して、国際性を備えたまちづくりが求められています。

本市では、国内の姉妹都市との親善訪問団による交流をはじめ、市民団体による多様な交流が行われています。

また、東京帯広会*や関西帯広会*は、首都圏や関西圏との交流をはじめ、それぞれの地域において本市の情報発信などの役割も果たしています。

国外の都市とも、国際姉妹都市や国際友好都市を締結し、市民が主体となった交流が行われているほか、(独)国際協力機構(JICA)帯広国際センター*の研修員や帯広畜産大学の留学生などとの交流が行われています。

今後も、国内・国外との多様な交流を通して、異なる文化や価値観への理解を促進するとともに、帯広・十勝の情報を発信し、地域の活性化や移住の促進などにつなげていく必要があります。



施策の目標

国内外の都市や地域との交流をすすめて、異なる文化とふれあい、人と人とのつながりを通して、魅力ある地域づくりをすすめます。

主な施策の内容

(1) 国内姉妹都市交流の推進

- 開拓姉妹都市の静岡県松崎町、観光文化姉妹都市の大分県大分市、産業文化姉妹都市の徳島県徳島市との間で、市民主体

による相互交流を促進します。

(2) 地域間交流の促進

- 東京帯広会や関西帯広会など、道内外と

の多様な地域間交流を促進します。

- 移住等に関する情報提供や相談体制の整備などをすすめて、本市への移住等を促進します。

(3) 国際交流・協力の推進

- 国際姉妹都市である米国・スワード市並びにマディソン市、国際友好都市である中国・朝陽市との間で、市民主体による相互交流を促進します。
- JICA帯広国際センターを中心として、大学や試験研究機関など関係機関との連携により、農業技術などの地域特性を活かした国際協力を促進します。

(4) 地域国際化の環境づくり

- ボランティアの育成や国際交流関係団体のネットワークづくりをすすめて、市民主体の国際交流を促進します。
- 留学生や国際交流員による地域活動などを通して、諸外国の文化に関する理解や国際性の醸成を促進します。
- 外国人が暮らしやすい環境づくりのため、暮らしの情報提供や日本文化への理解促進などに取り組みます。
- 国際交流の拠点施設である森の交流館・十勝の利活用をすすめます。

評価に用いる項目

(成果指標)

指標名	基準値(基準年)	目標値(H31)
姉妹都市や友好都市等の交流人数	330人 (H17-19平均)	360人
国際交流ボランティアの登録者数	359人(H19)	395人
国際理解推進事業・国際交流事業の参加者数	8,465人 (H17-19平均)	9,350人

(市民実感度調査項目)

「国内や国外の都市と人や文化の交流が活発に行われている」と思う市民の割合

用語解説

東京帯広会

首都圏に住む帯広や近隣町村の出身者などで構成されている団体。帯広・十勝のPRや経済交流などの活動を行っている。

関西帯広会

関西圏に住む帯広や近隣町村の出身者などで構成されている団体。帯広・十勝のPRや経済交流などの活動を行っている。

(独)国際協力機構(JICA)帯広国際センター

開発途上国に対し様々な国際協力事業を行う(独)国際協力機構(JICA)の道東の拠点施設。研修員の受入や青年海外協力隊、シニア海外ボランティアなどのボランティア派遣事業などの国際協力事業を行っている。平成24年4月に(独)国際協力機構(JICA)北海道国際センター(帯広)に改組。